

三重県職業能力開発審議会運営要領（案）

（趣旨）

第一条 この要領は、三重県職業能力開発審議会条例（昭和四十四年三重県条例第四十四号）第九条に基づき、三重県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議）

第二条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

- 2 会議は、対面又はウェブ会議システム（インターネット等を通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信等を行うシステムをいう。）を利用する方法により開催するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、会長が認める場合については、書面（電子メールを含む。）による会議を開催することができる。

（会議の公開）

第三条 会議は、公開する。書面によって会議を開催した場合は、会議録の公開を以て、会議の公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- (1) 三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号。以下「情報公開条例」という。）第七条各号に定める非開示情報が含まれる事項について会議を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

（会議録）

第四条 会議を開催した場合には、会議録を作成するものとする。

（雑則）

第五条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この要領は、令和八年●月●日から施行する。